

原子力委員会の所掌事務と業務における課題  
「原子力利用に関する政策に関すること」(設置法第二条第一号)  
(うち研究開発/核融合/放射線利用について)

平成25年9月11日

内 閣 府

1. 事務の具体的内容

①研究開発

1995年のもんじゅナトリウム漏えい事故の発生を踏まえ、「もんじゅ」の扱いを含めた将来の高速増殖炉開発のあり方について、高速増殖炉懇談会で審議をおこない、今後の高速増殖炉開発の在り方について(1997)(別添4-1)をとりまとめ、2006年に文部科学省がFBRサイクルの今後2015年までの研究開発計画を立案したこと等を受け、高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針(2006)(別添4-2)を示した。

また、ハイリゲンダムサミットにおける合意を踏まえた、地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術開発ロードマップ(2008)(別添4-3)のとりまとめや、分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方について(2009)(別添4-4)のとりまとめをおこなうとともに、福島第一原子力発電所事故後の状況を踏まえ、今後の原子力研究開発の在り方について(見解)(2012)(再掲)をとりまとめた。

②核融合

原子力委員会では、核融合専門部会(1968)、核融合研究開発懇談会(1973～1974)、核融合会議(1975～2001)等を設置し、核融合研究開発基本計画(1968)、第二段階核融合研究開発基本計画(1975)、第三段階核融合研究開発基本計画(1992)等を取りまとめてきた。

その後、原子力委員会では、核融合専門部会(2001～)を設置し、第三段階核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について(2005)(別添4-5)等を取りまとめた。

また、核融合研究のうち、ITER計画については、核融合会議で技術的観点から審議を行うとともに、ITER計画懇談会を設置し、社会的・経済的側面を考慮した幅広い観点からも調査審議を行い、国際熱核融合実験炉(ITER)計画の推進について(2001)(別添4-6)等を取りまとめている。

これらを踏まえ、現在、実施官庁である、文部科学省において、ITER計画、幅広いアプローチ(BA)活動等、核融合研究開発を実施(別添4-7)するとともに、科学技術・学

術審議会の研究開発・評価分科会原子力科学技術委員会に核融合研究作業部会が設置され、ITER 計画等に関する審議が行われており、原子力委員会では、適宜進ちょく状況について文部科学省より報告を受けている。

### ③放射線利用

放射線利用推進専門部会(1995-2001)において、国立機関原子力試験研究費の評価を実施し、食品照射専門部会(2005-2006)において、食品照射に関する現状等について調査審議し、我が国における食品照射に関する今後の取組に関する考え方(別添 4-8)をとりまとめた。

また、2010 年にとりまとめた、原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価(再掲)を踏まえ、医療用テクネチウムの安定供給のあり方について検討するための官民検討会(別添 4-9)の立ち上げを行った。

## 2. 活動の成果

### ①個別技術の研究開発及び政府全体の原子力研究開発に関する提言

(別添 4-1) 今後の高速増殖炉開発の在り方について(1997)

(別添 4-2) 高速増殖炉サイクル技術の今後 10 年程度の間における研究開発に関する基本方針(2006)

(別添 4-3) 地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術開発ロードマップ(2008)

(別添 4-4) 分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方について(2009)

### ②核融合研究に関する、技術的観点、社会的・経済的側面からの提言

(別添 4-5) 第三段階核融合研究開発基本計画における今後の核融合研究開発の推進方策について(2005)

(別添 4-6) 国際熱核融合実験炉(ITER)計画の推進について(2001)

(別添 4-7) 文部科学省と原子力委員会の関わりと今後の在り方について(核融合研究開発に関する例)(昨年有識者会議資料抜粋)

### ③放射線利用に関する政策の提示及び、各府省にまたがる課題に関する官民検討の場の立ち上げ

(別添 4-8) 食品への放射線照射について(2006)

(別添 4-9) モリブデン-99/テクネチウム-99m の安定供給のための官民検討会の開催について(2010)

## 3. 課題等

・核融合については、現在、担当省庁において、研究開発段階の取組が着実に実施されているが、今後、次の原型炉という段階に進む際には、改めて、社会・経済的側面も考慮した総合的な議論が必要と考えられる。

## 今後の高速増殖炉開発の在り方について

平成9年12月5日

原子力委員会決定

1. 平成7年12月の高速増殖原型炉「もんじゅ」の事故を機に発足した原子力政策円卓会議での提言を受けて、本年1月末、当委員会は「もんじゅ」の扱いを含めた将来の高速増殖炉開発の在り方について幅広い審議を行うため、「高速増殖炉懇談会」（以下、「懇談会」と言う。）を設置した。懇談会はこれまで12回の会合を行い、当委員会は今般その報告を受けた。懇談会は、原子力の専門家のみならず、我が国各界各層の有識者で構成され、審議の過程では内外の様々なご意見の方々と直接意見交換を行った。さらに報告書とりまとめにあたっては、国民からの意見募集に加え、「ご意見を聞く会」を開催し、寄せられた意見を報告書に反映している。当委員会としては、懇談会報告書は、今後の高速増殖炉開発の在り方について国民各界各層の意見が適切に集約・反映されたものであると受け止めるものである。なお、懇談会報告書中に賛否両論の形で記された諸意見についても、当委員会としては、高速増殖炉研究開発に対する貴重な意見として真摯にこれを受け止めるものである。

2. 我が国は、これまで原子力開発利用長期計画で、高速増殖炉を将来的に核燃料リサイクル体系の中核と位置付け、相当期間にわたる軽水炉との併用期間を経て将来の原子力発電の主流にしていくべきとし、動力炉・核燃料開発事業団において原型炉「もんじゅ」の研究開発を、また、実証炉については、2000年代初頭着工を目標に電気事業者が建設の準備を進め、2030年頃までには、実用化が可能となるよう高速増殖炉の技術体系の確立を目指すこととしてきた。

懇談会報告書では、高速増殖炉を将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として、その実用化の可能性を追求するため、安全確保、地元の理解などを前提に研究開発を進めることが妥当としており、その際には、適切な評価と見直しを行うなど、柔軟な計画の下に進めることが必要であるとしている。また、原型炉「もんじゅ」についてはこの研究開発の場の一つとして位置付け、実証炉については、「もんじゅ」の成果及び民間の進めている研究開発の成果などを評価した上で具体的計画を決めることとし、さらに、高速増殖炉の実用化にあたっては、実用化時期を含めた開発計画について、柔軟に対応することとしている。

3. 当委員会としては、長期エネルギー源確保の必要性、安全確保及び地元の理解の重要性、財政事情の逼迫、経済性の追求重視といった内外の諸情勢も踏まえ、また、今後の原子力研究開発は資源論的観点に加え環境論的観点も重要であるとの当委員会のこれまでの指摘に鑑みても、懇談会報告書の結論は妥当と判断し、今後は同報告書を尊重して高速増殖炉開発を進めることとする。

## 高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針

平成18年12月26日

原子力委員会決定

高速増殖炉とその燃料サイクルの技術（以下「高速増殖炉サイクル技術」という。）は、格段に高いウラン資源の利用率を実現できるのみならず、再処理により回収されたマイナーアクチニドも燃焼することができるので、発生エネルギー当たりの高レベル放射性廃棄物の発熱量及び長期にわたる潜在的環境影響を低減できる。このため、この技術を軽水炉システムに匹敵する安全性や経済性を有するものにできれば、原子力エネルギーの大規模かつ継続的な利用を可能にし、我が国のエネルギー安定供給の確保のみならず、人類の持続可能な発展にも貢献できる可能性が高い。

そこで、我が国は、2050年頃から商業ベースでこの技術を導入することを目指して、安全性、経済性等に関する性能目標を定めて研究開発を進めてきており、原子力政策大綱では、この高速増殖炉サイクル技術の研究開発について、2005年度に終了した「高速増殖炉サイクルの実用化戦略調査研究」フェーズⅡの成果を評価して、これに続く研究開発の方針を速やかに提示することとしている。

今般、文部科学省から、当該調査研究の成果を評価して、現在の知見で研究開発によりこれらの性能目標を達成できる可能性が最も高い高速増殖炉サイクル技術のシステム概念として「ナトリウム冷却高速増殖炉（MOX燃料）、先進湿式法再処理及び簡素化ペレット法燃料製造」の組合せを選定し、その実現可能性に寄与する革新的な要素技術の成立性を見極めること等を目指す研究開発方針を取りまとめた「高速増殖炉サイクルの研究開発方針について」が原子力委員会に報告された。

当委員会は、原子力政策大綱を踏まえて、この報告を含め、経済産業省が取りまとめた「原子力立国計画」等これまでに国の関係各機関が示した今後の高速増殖炉サイクル技術の研究開発の在り方に関する検討結果に基づき、今後10年程度の間における我が国の高速増殖炉サイクル技術の研究開発に関する基本方針を以下のとおり決定する。

1. 文部科学省、経済産業省及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、今後、電気事業者、製造事業者、大学等と連携・協力し、選定された概念を中心に研究開発を推進し、安全性、経済性、環境適合性、資源利用率及び核拡散抵抗性に係る性能目標を達成できる高速増殖炉サイクルの実用施設及びその実証施設の概念設計並びに実用化に至るまでの研究開発計画を2015年に提示することを目指す。なお、当

該研究開発は、今後「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」として推進する。また、本研究開発は、2010年頃から開始する第二再処理工場の在り方に関する議論には軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの合理的な移行に関する検討も含まれるべきことを踏まえて、これに資する科学技術的な知見を提供することも念頭において実施する。

2. 原子力機構は、安全の確保を大前提に、それに関する立地地域住民との相互理解活動を進めて、2008年度に高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転を再開し、10年程度以内を目途に「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」及び「発電プラントとしての信頼性の実証」という所期の目的を達成し、引き続き、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発等の場として活用・利用していく。
3. 国及び研究開発機関は、基礎的・基盤的な研究部門及び大学の有するポテンシャルや高速実験炉「常陽」等の研究施設も活用して、革新的な技術概念に基づく高速増殖炉サイクルを実現するための枢要技術の探索と原理の実証及び関連する裾野の広い基礎的・基盤的な研究開発にも取り組む。
4. 文部科学省、経済産業省、原子力機構、電気事業者及び製造事業者は、長期にわたる研究開発活動を効果的かつ効率的に実施して高速増殖炉サイクルの実証プロセスへ円滑に移行できるよう、高速増殖炉サイクルの実用化に至るまでの工程表（ロードマップ）の検討を今から継続的に進め、適切な開発体制の下、それぞれの役割を着実に果たしていく。その工程表は、2015年に概念設計が提示される実証施設への要求及びその後10年程度で実証施設を実現する方策を含む実証・実用化段階の在り方並びにその各段階においてそれぞれが分担する役割を示すものとする。
5. 国及び研究開発機関は、それぞれの取組を進めるに当たって、以下に示す事項に配慮する。
  - (1) 研究開発の推進に当たっては、安全の確保に十分配慮するとともに、プルトニウムを取り扱うことを踏まえて核不拡散にも十分配慮すること。
  - (2) 性能目標については、将来の不確実性に配慮し、将来におけるエネルギー需給及び環境制約に係る最新の展望に基づいて、適宜に見直しを行うとともに、それを達成するための研究開発活動を効果的かつ効率的なものとするために、研究開発計画とその進め方についても、それに応じて見直しを行うこと。また、計画の推進に必要な予算の確保を図ること。

- (3) 国は、2010年頃に、それまでの研究開発の進捗状況や実用化に向けた取組の検討状況等を評価し、その結果を踏まえてその後の研究開発方針の一層の具体化を図ること。
- (4) 研究開発活動の中核組織である原子力機構は、研究開発成果が性能目標を満足する可能性についての国内外の専門家によるレビューを実施するとともに、プロジェクトレビュー及びマネジメントレビューを行う体制の充実を図り、レビュー結果を研究開発の計画や計画の進め方に反映すること。
- (5) 研究開発の推進に当たっては、生成・蓄積される知識や経験が効果的に継承・活用できる知的基盤・情報基盤の整備等、国及び産業界における知識管理の仕組みを検討し、その実現を図っていくこと。特に産業界における知識管理に関しては、プラントを構成する機器設備の性能仕様及び構造仕様をシステムの観点から取りまとめるプラント技術の担い手が、設計・評価活動を繰り返すことにより市場への参入が可能なレベルに成熟していくことを踏まえ、これを育成する仕組みを整備していくこと。
- (6) 国際共同研究・共同開発については、研究開発リスクや資源負担の低減を図ることができるのみならず、世界標準となる技術を生み出す契機をもたらす可能性があることから、競争分野と協調分野を峻別しつつ、積極的に企画・推進すること。
- (7) 研究開発の運営に当たっては、長期にわたる研究開発において必要な将来を担う人材の育成・確保と技術継承を図る観点から、産業界、研究開発機関及び大学間の人的交流等にも取り組むこと。
- (8) この研究開発活動は、多額の国費を投じて行われるものであることから、広聴・広報活動を確実に実施して、国民への説明責任を果たすこと。

なお、当委員会としては、研究開発の進捗状況や、実用化に至る工程表の検討を始めとする実用施設及びその実証施設の設計の具体化に係る取組状況、それらに対する評価等について、文部科学省及び経済産業省から適宜に報告を受け、これを確認し、必要に応じて意見を述べるとともに、本基本方針の妥当性について評価を行うこととする。

以上





地球温暖化対策に貢献する  
原子力の革新的技術開発ロードマップ

平成20年7月15日  
原子力委員会

## 目次

はじめに	1
1. 基本的な考え方	2
(1) 地球温暖化対策における原子力発電の位置づけ	2
(2) 地球温暖化対策の一つとしての原子力	2
(3) 「原子力の革新的技術開発ロードマップ」について	5
(参考) 原子力技術によるCO <sub>2</sub> 排出の削減について	7
2. 原子力の技術開発が目指す地球温暖化対策への貢献のあり方	10
(1) 地球温暖化対策に貢献する原子力技術のビジョン	10
(2) ビジョンの実現に必要なシステムの性能要求	11
(3) ビジョンを実現できる技術システムの候補	14
(4) まとめ	16
3. 原子力分野における革新的技術開発のロードマップ	18
(1) 軽水炉の高度利用(短期的観点から取り組む技術開発活動)	18
(2) 中期的観点から取り組む技術開発活動	20
(3) 長期的観点から取り組む技術開発活動	20
(4) 原子力の核熱利用の実現を目指す技術開発活動	21
(5) 原子力の技術開発を持続させるために必要な技術開発活動	21
(6) 革新的エネルギー技術のブレークスルーの実現に 貢献する原子力科学技術	21
4. 実現に向けた推進方策、必要な基盤整備等	24
(1) エネルギー技術の外部性の評価活動	24
(2) 国民との相互理解の充実	24
(3) 科学的・合理的な規制の追求、基準の整備	24
(4) 他の分野、民間との連携による実用化、普及の促進	24
(5) 国際展開、国際協力に向けた取組	24
(6) 国の科学インフラの充実	25
(7) 技術移転、知識管理と人材育成	25
添付資料-1 地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術開発 ロードマップに関する検討経緯	26
添付資料-2 原子力の革新的技術開発のロードマップの策定について	27
別添資料 課題毎の原子力の革新的技術開発ロードマップ	

分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方について

平成21年4月28日

原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、研究開発専門部会分離変換技術検討会から「分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方」と題する報告書を受領した。

同検討会は、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会が平成12年3月にとりまとめた報告書「長寿命核種の分離変換技術に関する研究開発の現状と今後の進め方」に示された考え方に基づいて実施されてきた我が国の分離変換技術に関する研究開発について、研究機関等から説明を受け、研究開発の到達段階を評価するとともに、本技術に関する研究開発及びその実用化がもたらす効果を分析し、それらを踏まえて、今後の研究開発の進め方等について検討を行っている。

同報告書では、分離変換技術は、この技術を含む将来の原子力発電技術体系に要求される性能目標を満たして実用化できれば、原子力発電に伴って発生する放射性廃棄物の処分体系を一層合理的に設計できる自由度の増大が期待されることから、今後は、均質サイクル概念による分離変換技術に関する研究開発については発電用高速増殖炉サイクル技術に関する研究開発活動の一部として進めるべき等とした上で、それぞれの技術課題毎にその研究開発の到達段階に応じて今後注力すべき取組と留意事項をとりまとめている。

当委員会は、同報告書の内容は適切と判断し、関係行政機関等に対し、分離変換技術に関する研究開発の取組を、今後は、2010年頃に国が分離変換技術を含む高速増殖炉サイクル技術システムの性能目標に対する研究開発の達成度合いに関する評価を実施することを念頭に、同報告書の内容を尊重しつつ、着実に推進することを求める。

なお、同報告書において、高速増殖炉サイクル技術の実用化に向けた取組における基礎データや評価ツールの整備が不十分であると指摘されていることは、我が国の原子力に関する研究開発の取組の進め方に課題があることを示唆しているものとする。当委員会は、現在、原子力研究開発の推進方策について検討している研究開発専門部会において、このことも含めて検討を実施することを求める。

以上



## 第三段階核融合研究開発基本計画における 今後の核融合研究開発の推進方策について

平成17年11月1日  
原子力委員会決定

我が国の核融合研究開発は、現在、第三段階核融合研究開発基本計画（平成4年6月9日原子力委員会決定、以下「第三段階計画」という）の下に進められている。第三段階計画の策定以来10年余りが経過し、その間、研究の著しい進展が見られる等、核融合研究開発は、これまでの進捗の状況をレビューし、今後の展開を検討すべき時期に至った。

このことから、当委員会は、第三段階計画の進捗状況について総合的なチェック・アンド・レビューを実施するとともに、その結果を踏まえた今後の核融合研究開発の推進方策について検討することとし、核融合専門部会にこれを付託した。核融合専門部会は、第三段階計画の目標に合致したトカマク型実験炉である国際熱核融合実験炉（ITER）のサイトが決定され、ITER計画の具体化が図られる等の調査審議期間中の進捗も勘案しつつこの検討を行い、本年10月に報告書「今後の核融合研究開発の推進方策について」をとりまとめた。

同報告書は、チェック・アンド・レビューの結果、(1)トカマク方式については、ITERの建設に必要な研究開発において我が国が主要な役割を果たして、ITERの工学設計が確定するとともに、次段階につながる研究開発計画を具体化するための基盤が形成された、(2)トカマク方式以外（ヘリカル方式とレーザー慣性閉じ込め方式等）においては学術研究として研究が着実に進展した、(3)核融合炉工学技術が着実に進展するとともに、その成果はナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報・通信、環境分野等多くの産業分野に波及効果をもたらしたと評価し、核融合研究開発は第三段階計画に沿って着実に進展していると結論している。その上で、同報告書は、研究開発の効果的かつ効率的推進の観点及び高い経済合理性の追求の観点から、原型炉の目標を一定の経済性を有するものとすることを含め、今後の核融合研究開発の推進方策を示している。

当委員会は、中核装置であるITERの建設に向けて具体的な取組を進めることとなった現時点以降における第三段階計画については、この報告書に示された推進方策に基づいて推進されるべきものとする。なお、状況の変化が生じた際には、当委員会において再び核融合研究開発の基本方針についてチェック・アンド・レビューを行うこととする。



## 国際熱核融合実験炉（ITER）計画の推進について

平成13年6月5日

原子力委員会決定

1. 核融合は、将来のエネルギー供給に有望な選択肢を付与し得るもので、開発に長期間を要する高度な科学技術であり、基礎・基盤研究との均衡ある発展を図りつつ研究開発を効率的かつ着実に進めてきております。  
具体的には、我が国における核融合の研究開発は、平成4年5月に定めた「第三段階核融合研究開発基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、総合的に推進しています。
2. 当委員会は、これまで累次にわたり、核融合会議からITER計画の推進について報告を受けてきました。また、本年5月18日には、ITER計画懇談会（以下「懇談会」という。）より、今後の我が国のITER計画への取り組みに関する検討結果の報告を受けました。  
ITERは、基本計画の目標に合致したトカマク型の実験炉です。技術的な側面においては、これまで核融合会議より報告されてきた検討結果から、設定された技術目標を満たし得るものです。  
これに加え、懇談会では、各界各層の有識者で構成された専門委員により、ITER計画の進め方について、将来のエネルギー供給や国際貢献をはじめ社会的、経済的側面を含めた幅広い調査審議を行い、さらに報告書のとりまとめにあたっては、報告書案に対し、国民の方々から広く意見を募集しました。
3. 当委員会としては、人類の直面するエネルギー制約、その中での核融合エネルギーの意義、そしてITER計画の実現可能性等の技術的側面と、我が国の国際的役割や国家的アイデンティ、我が国社会の倫理性・公共的意識等の社会的側面とを勘案し、核融合会議及び懇談会におけるITERへの取り組みに関する検討の結果を適切なものであると判断し、今後、核融合研究開発を総合的

に推進していく中で、ITER計画については、懇談会の報告書を尊重して推進していくことが適当と結論しました。

同時に、当委員会としては、懇談会が、「我が国がITER計画に主体的に参加するだけでなく、設置国になることの意義が大きいと結論した。」としていることを踏まえつつ、ITERの我が国への誘致を念頭において、当面、

(1) 「サイト選定調査」を行い、我が国にサイトとなり得るところがあるかどうかを見極めること、

(2) 他極の状況の把握に努めるとともに、ITER計画が我が国の利益を最大化するものとなるよう他極と協議を行うこと、

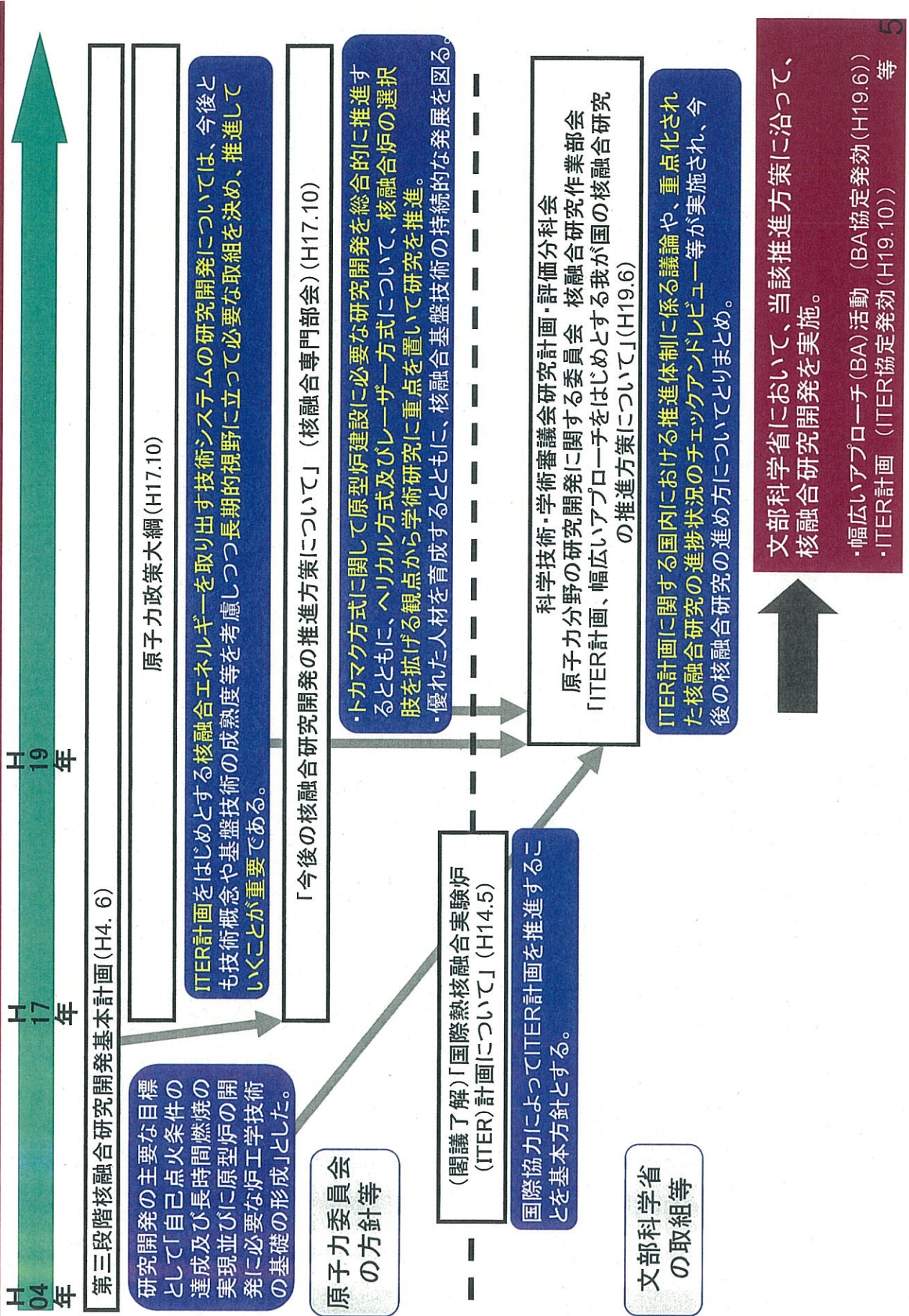
が必要と考えます。これらの経過及び結果を注意深く見守り、財源や人材の確保など懇談会報告に示された今後検討すべき事項についての関係者の検討結果や検討状況も勘案して、その上で、必要な判断を行うこととします。

4. 当委員会としては、今後とも、基本計画に基づき、ITER計画に積極的に取り組みつつ、バランスのとれた総合的な核融合研究開発を推進していきます。

その際、ITER計画をはじめとする核融合研究開発の意義、進捗状況について、節目ごとに評価し、その結果を公表するとともに、安全面も含めた情報の提供を行うなど、十分な国民理解が得られるよう、透明性の高い継続的な努力を行うことが重要であると認識しています。関係者の一層の努力を求めるとともに、当委員会自らも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。



# 核融合研究開発に関する例





食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について

平成18年10月3日

原子力委員会決定

1. 当委員会は、本日、食品照射専門部会から、「食品への放射線照射について」と題する報告書を受領しました。

同専門部会は、原子力政策大綱を踏まえて、食品照射に関する現状等について調査審議するために、学識経験者、マスコミ関係者、消費者、食品産業関係者などの有識者を構成員として設置されたものです。本報告書は、同専門部会が食品照射に関する基準等の国際動向を調査審議するとともに、自ら開催した食品照射について国民からのご意見を聴く会において得られたご意見をも踏まえて報告書（案）をとりまとめ、これを意見募集に付すとともに、ご意見を聴く会を2ヶ所で開催し、これらを通じて得られた国民の意見も参酌して、取りまとめたものです。

本報告書は、食品照射を巡る内外の現状を把握した上で、食品照射の有用性、照射食品の健全性の見通し、食品照射を巡るその他の課題について整理し、これらを踏まえて我が国における食品照射に関する今後の取組に関する考え方を示しています。当委員会は、これらの経緯から、本報告書は十分な調査審議を行って取りまとめられたもので、その考え方は尊重すべきものと評価します。

2. 本報告書の示す今後の取組に関する考え方を踏まえ、当委員会は、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等において以下の取組が進められることが必要であると考えます。また、研究者、事業者等においても、(1) ②、(2) ②及び(3)の取組を進められることを期待します。

(1) 食品安全行政の観点からの判断等

- ① 食品安全行政の観点から妥当性を判断するために、食品衛生法及び食品安全基本法に基づく、有用性が認められる食品への照射に関する検討・評価（まずは、有用性のある香辛料への照射について検討・

評価を実施。その他の食品については、有用性が認められる場合に適宜、検討・評価を実施。)

- ②照射食品の健全性についての知見の不断の集積及び、健全性に関する研究開発
- ③再照射を防止し、また、消費者の選択を確保する観点からの照射食品に関する表示の義務付けの引き続きの実施及びその今後の在り方に関する検討

(2) 検知技術の実用化等

- ①既存検知技術の試験手順の厳密化、公定検知法への採用等、行政検査に用いられる公定検知法の早期確立、実用化に向けた取組の推進
- ②精度向上等の検知技術の高度化に向けた研究開発
- ③新しい照射食品の許可が行われる場合における監視・指導に係る新たな対応の必要に応じた検討

(3) 食品照射に関する社会受容性の向上

- ①食品照射に関して国民との相互理解を一層進めるための国民にわかりやすい形でのデータの提供等の情報公開及び広聴・広報活動の推進
- ②放射線利用全体に関する広聴・広報活動及び放射線に関する基本的な知識に係る教育の充実

3. 当委員会としても、本報告書の示す今後の取組に関する考え方を踏まえ、本報告書の内容に関する国民との相互理解の充実等に努めます。

また、当委員会は、今後、原子力政策大綱に示される政策の評価等の定例的な取組の中で、2. に示したところについて関係行政機関等の当該取組の状況を把握し、それを踏まえ必要な対応を図っていくこととします。

以 上

## モリブデン-99／テクネチウム-99m の安定供給のための 官民検討会の開催について

平成22年10月6日

### 1. 趣旨

核医学診断で利用件数が最も多いテクネチウム製剤(放射性医薬品)の原料である放射性同位元素モリブデン-99については、我が国はその100%を輸入に依存している。この放射性同位元素の9割以上は、世界にある数基の原子炉により生産されているが、一部の原子炉の故障等により、世界的なモリブデン-99の供給不足が生じるという問題が発生している。

これに関して、原子力委員会の報告書「原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方に関する評価」(平成22年6月1日)において、「関係行政機関が、産業界・研究開発機関等の関係機関と緊密に連携・協力しつつ、国としての対応について検討を進めていくことが必要である。」との提言がなされた。

これを受けて、官民が一体となってモリブデン-99／テクネチウム-99mの安定供給のあり方について検討するための検討会を開催する。

### 2. 目的

官民(内閣府、厚生労働省、文部科学省、研究機関、医学関係学会、事業者等)の関係者が、核医学診断に用いられている放射性医薬品の原料であるモリブデン-99／テクネチウム-99mの安定供給のあり方について検討を行う。

### 3. 検討内容

#### (1)モリブデン-99／テクネチウム-99mの需要・供給の状況について

- ・ 我が国のモリブデン-99／テクネチウム-99mの需要量と供給量(常時・非常時)について
- ・ 世界のモリブデン-99／テクネチウム-99mの需要量と供給量の今後の見通しについて

#### (2)モリブデン-99／テクネチウム-99m安定供給に向けた方策について(可能なオプション等)

- ・ 安定供給のための方策の比較検討(国産、既存の輸入先の多様化、アジア供給網の構築等)
- ・ それぞれの方策の課題と克服方法について
- ・ 各国における安定供給に向けた方策の動向について

#### (3)今後の対応等

- ・ 安定供給のための短期・中期・長期の関係者の取組のあり方(今後の対応、役割分担等を含むアクションプラン等)

#### 4. 進め方等について

- 座長は、検討会の参加者の互選により決定する。
- 検討会は、必要に応じて有識者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 検討会の設立を公表する。
- 会議は非公開とするが、関係者の合意の上で議事概要は公開する。
- 検討期間は半年程度を目途とする。
- 検討結果については原子力委員会に報告する。
- 内閣府原子力政策担当室が関係者と協力しつつ事務を担当する。
- その他、検討会の運営に関して必要な事項については座長が定める。

#### 5. 開催形態等について

- 官民の関係者が検討会を開催する。
- 検討会の参加者の合意により、必要に応じて参加者を追加することができる。